

配布先

発行部門	発行日	管理番号
全社 EA	2023.9.4	8QBJD-0004 14

ニデックコンポーネンツ株式会社に於ける

生産部材グリーン調達基準書

—製品内から有害化学物質を排除するための

購入先様への御協力をお願い—

第14版

制定 2006年9月20日

承認
阿部

ニデックコンポーネンツ株式会社

はじめに

ニデックコンポーネンツ株式会社は、環境方針に明記した製品内の「有害化学物質の削減排除」を達成するために、生産部材中の有害化学物質含有状況の調査体制を構築し、環境負荷の少ない生産部材を優先的に調達する活動を推進してまいりました。RoHS 指令をはじめとして各国及び地域で有害化学物質に関連した法規制が公布・施行されている中で、製品内へ禁止物質を含有させないという意味でさらに厳格な環境保証体制の整備・構築が必要になっています。

このような背景から、ニデックコンポーネンツ株式会社は、購入先様の更なる御協力をいただき、環境保証体制の整備・構築の重要な施策であります生産部材に関するグリーン調達を継続して推進しております。これにあわせ ニデックコンポーネンツ株式会社は、この「生産部材グリーン調達基準書」を作成し、製品内から有害化学物質の排除を徹底しております。

生産部材に関するグリーン調達には、生産部材の購入先様の御支援、御協力なくしては実現不可能でありますことから、皆様と共同して推進いたしたく御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ニデックコンポーネンツ株式会社

適用範囲

この基準書は、ニデックコンポーネンツ株式会社の製品を構成する全ての生産部材を対象にします。

用語の定義

この基準では以下のように用語を定義します。

- ①生産部材 ニデックコンポーネンツ株式会社の製品を構成する全ての完成品、半製品、ユニット品、部品、原材料、付属品、梱包材などをいいます。
- ②梱包材 梱包材には、個装箱、外装箱、リール/テーピング材料、プラスチック袋、ステープル、固定用テープ、記載用紙、記載用インク等があります。
- ③使用禁止化学物質
ニデックコンポーネンツ株式会社が使用を禁止する物質で、製品へは意図的な含有を禁止します。
使用禁止化学物質には以下のものが含まれます。
 - 1. 表1に記載される化学物質 生産部材への使用禁止化学物質
 - 2. 表2に記載される化学物質 許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物質
- ④製品 通常はプロセスのアウトプット。環境保証では製品への付着物などの非意図的なものを含みます。
- ⑤含有 物質が意図的であるかどうかを問わず、製品中の構成要素としての生産部材に添加、充填、または混入していることです。
- ⑥不純物 技術的に除去できない物質。天然素材中に含有するものと合成反応の過程で生じるものがあります。
- ⑦適用除外 法規制で除外されている、または現時点において代替技術がない物質・用途部位。顧客の要望に基づきニデックコンポーネンツ株式会社が決めるものを含みます。
- ⑧均質物質 一般に機械的に別の材料に分離できない材料のことをいい、弊社が規定する含有量の算出/分析単位をいいます。例えば、端子で下地メッキのある金メッキの含有量を求める場合は、端子母材、下地メッキ、金メッキが均質物質でそれぞれ含有量を算出、分析します。

製品内有害化学物質排除に関する環境保証の考え方

ニデックコンポーネンツ株式会社は、製品内への使用禁止化学物質等を含有しない「保証」を購入先様へ要求いたします。

ニデックコンポーネンツ株式会社の要求する「保証」の考え方は、「環境管理体制の構築」と購入先様によるその体制に基づく「非含有保証」です。

ニデックコンポーネンツ株式会社は購入先様が「保証」したものだけを受け入れます。

保証のための具体的実施事項を次に示します。

要求する環境保証のための実施事項

●環境管理体制の構築

①環境管理体制の構築では、ISO14001/エコステージ/エコアクション 21 等に基づき環境管理体制を構築することを求めます。特に有害化学物質に関する管理体制を重視します。

有害化学物質の管理体制では、以下の事項が重要です。

- ・有害化学物質の含有を禁止する等の弊社の要求事項を実現する仕組みを構築して下さい。
- ・弊社が禁止する有害化学物質を含有しない原材料等を調達する手順を設定して下さい。
- ・弊社が禁止する有害化学物質を含有する原材料等を混入/汚染/誤使用しない作業手順を設定して下さい。
- ・原材料等のロット管理・トレーサビリティ管理を確実にして下さい。
- ・有害化学物質を含有した生産部材を弊社へ納入した場合の弊社への連絡体制を明確にして下さい。
- ・有害化学物質を含有させた場合の是正処置手順を設定して下さい。
- ・弊社の要求事項を教育して下さい。

②購入先様の環境管理体制は、弊社環境管理体制評価チェックリストによる自己評価、弊社監査員による環境管理体制監査により一定の基準に達していることが要求されます。自己評価や監査の結果、現在取引を継続している購入先様に対して、管理レベルの向上、是正/改善を求める場合があります。

③汚染防止管理

フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP) をはじめとする有害物質の意図しない移行汚染について、製品を構成しない包装、材料、保護材、生産設備からの汚染防止策を適切に行って下さい。又、含有製品を製造している場合は、確実に隔離し移行汚染防止策を適切に行って下さい。

汚染管理方法は以下も参照し、環境保証体制の整備・構築・施策を継続して下さい。

- ・『JAMP 接触による移行汚染が イダンス-RoHS 指令対象フタル酸エステル対応の着眼点-』
- ・『JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理-原則及び指針』

●非含有保証

購入先様の非含有保証として以下の実施事項があります。

①購入先様の一次取引先から原材料メーカーまで遡り、弊社禁止物質の非含有を確認していただきます。

これには環境負荷物質調査表、SDS 等の入手情報による確認のほかに、購入先様が取引先の保証体制等を確認し、取引先による汚染等の恐れがないことを含みます。弊社へはこれらの情報が確認結果として提供していただきます。

弊社が行う環境負荷物質調査には、弊社禁止物質の他に、弊社削減対象物質、及び弊社の顧客からの要求に応じて行う有害化学物質調査の対象物質を含めることがあります。

②非含有を保証する分析データを提供していただきます。

分析データには以下のものが含まれます。

- ・ 弊社購入先様による受入部材の分析データ
- ・ 入手した原材料メーカーによる分析データ

分析すべき物質として弊社が定めた物質とその分析方法は以下のとおりです。(表参照)

分析物質／分析方法一覧表

分析対象物質名	精密分析	簡易分析
カドミウム、 カドミウム化合物	ICP-AES	蛍光 X 線分析(EDX)
鉛、 鉛化合物	ICP-AES	蛍光 X 線分析(EDX)
水銀、 水銀化合物	ICP-AES	蛍光 X 線分析(EDX)
六価クロム	吸光光度法 (ジフェニルカルバジド)	蛍光 X 線分析(EDX) (総クロムを分析)
PBB、PBDE	ガスクロマトグラフィー	なし
DIBP、DEHP、DBP、BBP	ガスクロマトグラフィー (Py-GCMS、GCMS)	加熱脱離質量分析計

精密分析：信頼できる分析専門のアウトソース機関等で実施する分析。

簡易分析：弊社が必要に応じ許可した場合に提出可能とする。

EDX：Energy Dispersive X-ray エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置の略称。

③弊社禁止物質が非含有であるという①及び②の証拠書類が整備された場合は、弊社が規定する「非含有保証書」(別紙 1 及び別紙 1-1 参照)を提出していただきます。この保証書は、弊社禁止物質の非含有を継続的なものとして管理することを約束するものです。非含有保証書は、調達する生産部材個別毎に作成する場合と購入先様より調達する生産部材を包括的に作成する場合があります。

●取引基本契約書

購入先様とは弊社が禁止する有害化学物質の非含有保証に関連した事項を取り決めた契約を締結していただきます。

生産部材のグリーン調達に関連する事項、特に禁止物質の非含有保証の重要性を購入先様及び弊社が相互に認識する目的で、取引基本契約書に「環境負荷物質非含有保証に関する覚書」条項を新たに設けました。新たに取引基本契約書の締結をお願いいたします。尚、従前より取引基本契約書を締結していただいています購入先様に対しましては、弊社購買部門の判断により個別覚書形態で用意しています「環境負荷物質非含有保証に関する覚書」(別紙 2 参照)での締結をお願いする場合がございます。どちらも記載内容は同じです。

環境保証のための提出書類一覧

環境保証のために必要な提出書類は、以下のようにまとめられます。

提出書類名	内 容	作成提出する際の 購入先様の対象単位
取引基本契約書／覚書	環境負荷物質非含有保証に関する覚書 (形態として、取引基本契約書に含める ものと個別覚書のものがあります。)	購入先様毎
製品に含まれる化学物質に 関する非含有保証書	弊社禁止物質が非含有であることの保 証。	生産部材毎。 包括的にすることが可 能な場合は購入先様毎。
有害化学物質含有情報	chemSHERPA、SDS、環境負荷物質調 査表等。 (理論値、計算値などを含みます。)	生産部材毎。
分析データ	蛍光 X 線、ICP などによる実際の分析 データ。(分析すべき有害化学物質は弊 社より指示します。購入先様による受 入部材の分析データと原材料メーカに よる分析データがあります。)	生産部材毎。 必要な場合は生産部材 の構成要素毎。

変更管理提出書類

設計変更はもちろんのこと、工程変更(工程変更には製造に使用する設備、金型、材料、加工方法、外注先等を含みます)により製品に含まれる有害化学物質に変化が発生する場合は、品質に影響を与える重大な変更と捕らえ当社に事前に御連絡ください。既に購入先様とは取引基本契約書で取り交わされている内容ですが、購入先様を担当しています弊社購買部門毎に定めます工程変更事前申請書による情報提供の徹底をお願いします。

不適合、不具合発生時の通知

製品中に有害化学物質を混入させた、使用材料を誤ったなどの不具合発生時、特に弊社へその不具合品を納入した、あるいは納入した可能性がある場合には、当社へその内容の通知を徹底してください。通知はできるだけ早い文書(メール、ファクス等手段を問いません)によるものとします。

表 1: 生産部材への使用禁止化学物質

意図的な生産部材への使用を禁止する化学物質

No.	CAS No.	物質名 { } : 別名
1	—	石綿 {アスベスト類}
2	—	特定アミンを形成するアゾ化合物
3	309-00-2	アルドリン
4	72-20-8	エンドリン
5	115-29-7	エンドスルファン
6	—	カドミウム及びその化合物
7	—	六価クロム化合物
8	143-50-0	クロルデコン
9	57-74-9	クロルデン類
10	115-32-2	ケルセン又はジコホル {2, 2, 2-トリクロロ-1, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタノール}
11	7646-79-9	塩化コバルト
12	—	3 置換有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物を含む) {特定有機スズ化合物}
13	—	ジブチルスズ(DBT)化合物
14	—	ジオクチルスズ(DOT)化合物
15	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン
16	75-09-2	ジクロロメタン {塩化メチレン}
17	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン {塩化ビニリデン}
18	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン
19	546-75-6	1, 3-ジクロロプロペン {D-D}
20	—	水銀及びその化合物
21	—	ダイオキシン類
22	—	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
23	—	鉛及びその化合物
24	127-18-4	テトラクロロエチレン
25	60-57-1	デルドリル
26	789-02-6	DDT
27	—	DBBT 類
28	3194-55-6	ヘキサブロモシクロドデカン {HBCDD}
29	8001-35-2	トキサフェン

No.	CAS No.	物質名 { } :別名
30	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン
31	79-01-6	トリクロロエチレン
32	—	β -ナフチルアミン
33	2385-85-5	マイレックス {トデカクロオクタヒドロ-1, 3, 4-メテノ-2H-シクロプタ(c, d)ペンタレン}
34	1327-53-3 1303-28-2	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素
35	—	ペルフルオロスルホン酸{PFOS}、及びその塩
36	—	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド {PFOSF}
37	335-67-1	ペルフルオロオクタン酸 {PFOA}、その塩及びエステル
38	—	炭素数 9 から 14 までのペルフルオロカルボン酸{C9-C14 PFCA}
39	—	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質
40	84-69-5 117-81-7 84-74-2 85-68-7	フタル酸ジイソブチル {DIBP} フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) {DEHP} フタル酸ジブチル {DBP} フタル酸ブチルベンジル {BBP}
41	61788-76-9	短鎖型塩素化パラフィン(炭素数 10-13) {短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10-13)}
42	624-49-7	フマル酸ジメチル(DMF) {ジメチルフマレート}
43	608-93-5	ペンタクロロベンゼン
44	319-84-6	α -ヘキサクロロシクロヘキサン
45	319-85-7	β -ヘキサクロロシクロヘキサン
46	58-89-9	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン {リンデン}
47	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン {パークロルベンゼン}
48	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン
49	—	テトラブロモジフェニルエーテル
50	—	ペンタブロモジフェニルエーテル
51	—	ヘキサブロモジフェニルエーテル
52	—	ヘプタブロモジフェニルエーテル
53	1304-56-9	酸化ベリリウム
54	71-43-2	ベンゼン
55	3846-71-7	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
56	61788-33-8	ポリ塩化ターフェニル {PCT}
57	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル {PCB}
58	67778-32-7	PBB {ポリプロモビフェニル}
59	—	PBDE {ポリプロモビフェニルエーテル}※
60	—	ポリ塩化ナフタレン類{PCN}
61	50-00-0	ホルムアルデヒド
62	92-93-3	4-ニトロジフェニルおよびその塩

No.	CAS No.	物質名 { } : 別名
63	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル {オキシビスクロロメタン}
64	7723-14-0	黄燐
65	126-72-7	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル) {TRIS}
66	115-96-8	リン酸トリス2-クロロエチル {TCEP}
67	545-55-1	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド {TEPA}
68	—	オゾン層破壊物質
69	—	多環式芳香族炭化水素 {PAH}
70	—	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)類
71	—	放射性物質

表 2 : 許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物質

表 1 の使用禁止化学物質のうち、以下の使用禁止化学物質は、不純物としての許容値/適用除外とする条件を持ちます。

物質名	規制対象/条件	許容値(閾値)/適用除外
カドミウム	E&MC 事業部向け樹脂のカドミウム	5ppm
	その他の事業部向け樹脂のカドミウム	75/100ppm
	金属のカドミウム	75ppm
	ハンダ	20ppm
	梱包材の場合は、重金属(カドミウム・水銀・鉛・六価クロム)の総量	合計 100ppm
	高信頼性が要求される電気接点のメッキで代替材のないもの	適用除外
物質名	規制対象/条件	許容値(閾値)/適用除外
鉛	E&MC 事業部向け樹脂中の鉛	100ppm
	その他の事業部向け樹脂の鉛	1000ppm
	金属中の鉛	1000ppm
	梱包材の場合は、重金属(カドミウム・水銀・鉛・六価クロム)の総量	合計 100ppm
	電気電子部品がガラスに含む鉛 誘電体セラミックを除く、コンデンサ中の電気電子部品がセラミックに含む鉛 (圧電素子等) 電気電子部品がガラス又はセラミックを母材とする化合物に含む鉛	適用除外
	鋼材中の 0.35wt%以下の鉛	
	アルミ中の 0.4wt%以下の鉛	
	銅合金中の 4wt%以下の鉛	
	ハンダ中の 1000ppm 以下の鉛	
	高融点ハンダの鉛(例：鉛 85wt%超)	
	サーメットを主構成要素とするトリマーポテンショメータ部品中の鉛	
	弊社が指定した生産部材中の鉛	

表 2 続き：許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物質

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
水銀	生産部材中の水銀	1000ppm
	梱包材の場合は、重金属(カドミウム・水銀・鉛・六価クロム)の総量(不純物)	合計 100ppm
	弊社が指定した生産部材	適用除外

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
六価クロム	生産部材中の六価クロム	1000ppm
	梱包材の場合は、重金属(カドミウム・水銀・鉛・六価クロム)の総量(不純物)	合計 100ppm
	弊社が指定した生産部材	適用除外

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
PBB/PBDE	生産部材中の PBB/PBDE	1000ppm

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
DIBP/DEHP/DBP/BBP	生産部材中の DIBP/DEHP/DBP/BBP	1000ppm

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
ホルムアルデヒド	合板、パーティクルボード（建材やオーディオ機器用途）	デシケータ法 最大 0.15mg/m ³ 以下

物質名	規制対象／条件	許容値(閾値)／適用除外
ペルフルオロオクタン酸 {PFOA} とその塩	界面活性剤、分散剤	PFOA 及びその塩 25ppb PFOA 関連物質 1000ppb

ニデックコンポーネンツ株式会社 御中

製品に含まれる化学物質に関する非含有保証書

ー 生産部材グリーン調達基準書に記載される生産部材への使用禁止化学物質 ー

会社名	社印
代表者名 (又は環境責任者)	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がニデックコンポーネンツ株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品または部品（付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）に下記に記載する化学物質が含まれていないことを保証致します。

（生産部材グリーン調達基準書 第14版 記載物質）

（部品、部材品番： _____ ）

対象の部品、部材が記載しきれない時は、別紙にてリスト添付の事

記

使用禁止化学物質

以下の化学物質について使用・含有・汚染を禁止します。

- 生産部材グリーン調達基準書 表1に記載される化学物質
生産部材への使用禁止化学物質
- 生産部材グリーン調達基準書 表2に記載される化学物質
許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物質

ニデックコンポーネンツ株式会社 御中

製品に含まれる化学物質に関する非含有保証書

－ 生産部材グリーン調達基準書に記載される生産部材への使用禁止化学物質 －

会 社 名
代 表 者 名
(又は環境責任者)
担 当 者 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

社印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がニデックコンポーネンツ株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品または部品（付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）に下記に記載する化学物質が含まれていないことを保証致します。（生産部材グリーン調達基準書 第14版 記載物質）

記

使用禁止化学物質

以下の化学物質について使用・含有・汚染を禁止します。

1. 生産部材グリーン調達基準書 表1に記載される化学物質
生産部材への使用禁止化学物質
2. 生産部材グリーン調達基準書 表2に記載される化学物質
許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物質

別紙 2：覚書フォーマット

環境負荷物質非含有保証に関する覚書

ニデックコンポーネンツ株式会社以下甲という) および _____ (以下乙という) は、乙が甲に対し納入する製品、部品または材料(以下製品等という)の環境負荷物質非含有保証に関し、以下のとおり覚書を締結する。

第1条 非含有保証

乙は、製品等について、甲が指定する化学物質(以下「指定物質」という)の含有濃度が甲が定める数値以下であること(以下「含有基準」という)を保証する。甲は、日本国内外の法令または基準に従い、対象となる製品等、指定物質および含有基準を都度乙に対し提示し、乙は、これに対し非含有保証書を提出するものとする。

- ② 乙は、前項において、乙(乙の材料購入先、外注先を含む)が製品等の製造に用いる材料、部品、または製法、工程を変更したことにより指定物質の濃度に変化があるときは、その内容を甲に連絡しなければならない。
- ③ 前二項において、甲が乙に対し支給した材料または甲が指定した(特定の製造元・銘柄・型式の全てを指示したことをいう)原材料、部品、製品に関する部分については、乙による保証義務の対象外とする。

第2条 測定データの提供

甲は、前条第1項の非含有保証書の内容を確認するために、乙に対し指定物質の含有濃度の測定データを求めることができる。

第3条 報告

甲は、前二条にしたがって乙より提出された内容に疑義が生じた場合は、乙に対し、必要な資料の提出、報告を求めることができる。

第4条 損害賠償等

乙の虚偽の報告等本覚書の違反により甲に損害が発生した場合、乙は当該損害を賠償する責を負う。ただし、賠償額については別途甲乙協議のうえ決定する。

- ② 乙が本覚書に違反し、甲と第三者との間で問題が発生した場合には、乙は当該問題の解決に最大限の協力をしなければならない。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙



(付録)

変更履歴

訂正記号	変更日	変更箇所及び内容
①	2007.8.22	<p>表1：生産部材への使用禁止化学物質 使用禁止化学物質の追加と並び替え 《追加物質》</p> <p>5物質が化審法 第1種監視化学物質に指定</p> <ul style="list-style-type: none">・2,2',6,6'-テトラ-tert-ブチル-4,4'-メチレンジフェノール・2,4-ジ-tert-ブチル-6- [(2-ニトロフェニル)ジアゼニル] フェノール・ペルフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン)・ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン・ケルセン又はジコホル <p>3物質が顧客禁止物質となり要求に対応</p> <ul style="list-style-type: none">・PFOS (パーフルオロスルホン酸(塩を含む))・酸化ベリリウム・ホルムアルデヒド
②	2007.9.7	<p>1、表2：許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物 (8ページ)</p> <ol style="list-style-type: none">1) 物質名：カドミウムの適用除外の追加<ul style="list-style-type: none">・高信頼性が要求される電気接点のメッキで代替材のないもの・光学ガラス、フィルタガラス2) 物質名：カドミウムの適用除外の追加<ul style="list-style-type: none">・光学ガラス、フィルタガラス <p>2、非含有保証 (4ページ)</p> <p>③弊社禁止物質が非含有であるという①及び②の証拠書類が整備された場合は、弊社が規定する「非含有保証書」(別紙1及び別紙1-1参照)を提出していただきます。</p> <p>3、別紙1-1 包括保証書フォーマットを追加</p> <p>4、ページ番号を追加</p>
③	2007.12.25	<p>1、要求する環境保証のための実施事項の追加</p> <ul style="list-style-type: none">・変更管理提出書類 (5ページ)・不適合、不具合発生時の通知 (5ページ)

訂正記号	変更日	変更箇所及び内容
△ 4	2008.5.30	<p>1、表紙と別紙の非含有保証書に生産部材グリーン調達基準書の改訂版数を追記</p> <p>2、表1：生産部材への使用禁止化学物質に、塩素化パラフィン{塩化パラフィン}を短鎖型塩素化パラフィン{短鎖型塩化パラフィン}（炭素数10-13）に変更（7ページ）</p> <p>3、表2：許容値/適用除外を持つ使用禁止化学物に「ホルムアルデヒド」の対象を記載（9ページ）</p>
△ 5	2009.7.23	<p>表1：生産部材への使用禁止化学物質 《追加物質》 使用禁止化学物に「塩化コバルト」を記載（6ページ）</p>
△ 6	2010.6.14	<p>表1：生産部材への使用禁止化学物質 《追加物質》 使用禁止化学物に24物質追加の記載（6,7ページ） ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物、ペンタクロロベンゼン、α-ヘキサクロロシクロヘキサン、β-ヘキサクロロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロロシクロヘキサン{リンデン}、クロルデコン、フマル酸ジメチル、フッ素系温室効果ガス（PFC,SF6,HFC）類、アルドリン、エンドリン、クロルデン類、1,2-ジクロロエタン、DDT、デルドリン、1,1,2-トリクロロエタン、β-ナフチルアミン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トキサフェン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン</p> <p>《物質名変更》 使用禁止物質の「トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物」を「3置換有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物を含む）」に呼称変更</p>
△ 7	2010.10.8	<p>1、使用禁止化学物質の一覧表を有害化学物質一覧表から、表1、表2へ変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義 ③使用禁止化学物質の内容変更 ・別紙 1と別紙 1-1の副題、一覧の変更

訂正記号	変更日	変更箇所及び内容
	2011.6.8	<p>本文：RoHS 指令の記述変更</p> <p>表 1：生産部材への使用禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用禁止化学物質に 7 物質追加の記載（7、8 ページ） ヘキサブロモシクロデカン{HBCDD}、三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド{PFOSF}、フタル酸ジイソブチル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、リン酸トリス(2,3-ジブromoプロピル){TRIS}、リン酸トリス2-クロロエチル{TCEP}、トリ(1-アジリジニル) ホスフィンオキシド{TEPA} <p>表 2：許容値/適用除外を持つ使用化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛の RoHS 適用除外要件に 2 件の変更 <ul style="list-style-type: none"> 電気電子部品がガラスに含む鉛 誘電体セラミックを除く、コンデンサ中の電気電子部品がセラミックに含む鉛（圧電素子等） 電気電子部品がガラス又はセラミックを母材とする化合物に含む鉛 光学機器に使われる白色ガラスの鉛 サーメットを主構成要素とするトリマーポテンショメータ部品中の鉛
	2014.10.10	<p>表 1：生産部材への使用禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用禁止化学物質に 3 物質追加の記載（6、7、8 ページ） エンドスルファン、ペルフルオロオクタン酸{PFOA}、その塩及びエステル、多環式芳香族炭化水素{PAH} <p>表 2：許容値/適用除外を持つ使用化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ホルムアルデヒドの規制対象/条件を変更 <ul style="list-style-type: none"> 接着剤を外し、パーティクルボード（建材やオーディオ機器用途）を追加 ペルフルオロオクタン酸 {PFOA}、その塩及びエステルの規制を追加
	2015.11.10	<p>表 1：生産部材への使用禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用禁止化学物質に 1 物質追加の記載（7 ページ） N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物{BNST}
	2017.5.10	<p>表 1：生産部材への使用禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用禁止化学物質に 3 物質追加の記載（7 ページ） フタル酸ビス(2-エチルヘキシル){DEHP}、フタル酸ジブチル{DBP}、フタル酸ブチルベンジル{BBP}
	2019.9.4	<p>4 ページ：分析物質/分析方法一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加 DIBP/DEHP/DBP/BBP <p>表 1：生産部材への使用禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> 削除 2,4-ジ-tert-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル)ジアゼニル]フェノール、2,2',6,6'-テトラ-tert-ブチル-4,4'-メチレンジフェノール 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン {メトキサレン} N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物 {BNST} フルオロ酢酸類、ペンタクロロフェノール類 {PCP} ペルフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン) 2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール {2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール} オクタメチルピロホスホルアミド {シュラーダン} 有機燐化合物、燐化アルミニウム

訂正記号	変更日	変更箇所及び内容
	2021.11.11	<p>環境保証のための提出書類一覧 (5 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加 有害化学物質含有情報 chemSHERPA <p>表 1 : 生産部材への使用禁止化学物質 (7 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加 炭素数 9 から 14 までのペルフルオロカルボン酸 {C9-C14 PFCA} ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質
	2023.9.4	<p>社名変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本電産コパル電子株式会社⇒ニデックコンポーネンツ株式会社 <p>環境管理体制の構築 (3 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加 ③汚染防止管理 <p>分析物質／分析方法一覧表 (4 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加 簡易分析 加熱脱離質量分析計